

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	特別小口融資の解除		
根拠法令 及び条項	蓮田市特別小口融資あっせん規則第7条		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （融資の解除） 第 7 条 市長は、資金の融資を受けた者（以下この条において「借入者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、金融機関に対し、直ちに借入者との契約を解除して融資の全額又は残額の返済を借入者に 1 時に請求するよう要求することができる。 (1) 貸付金を融資の目的以外に使用したとき。 (2) その他不正の行為があったとき。		
処分基準 設定年月日	平成 1 9 年 2 月 1 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。